

「23 年度版 問題・解説集」 正誤表

本書は、本年 4 月 1 日に施行された「関税定率法等の一部改正法案」をもとに制作していましたが、関税法第 7 条の 15 及び第 14 条から第 14 条の改正部分の施行日が「所得税法等の一部改正法案」の施行の日となっていたところ、未だに同改正法案が国会を通過していないことから、当該改正部分について内容を次のように訂正・変更させていただきます。あわせて、その他の訂正等もここに記させていただきます。

〔問題編〕 ページ	行等	正	誤	法案関係
11, 12	問 4、5 の(注の部分)削除 (5ヶ所)			未成立
15, 16	問 4、5 の(注の部分)削除 (2ヶ所)			未成立
277	[8]	Check Point ! の (参考の部分) を削除		未成立
278	[9]			
292	[20]			
293	[21]			
409	下から 7		(1)問題削除	
409	下から 5	(2)問題削除	(2) 特恵関税を適用…	法案成立
410	上から 2	(3)問題削除	(3) すべての鉱工業…	
410	上から 4	(4)問題削除	(4) 特恵関税を適用…	
422	下から 2	付属書 (Ⅰ)	付属書 (特)	
423	上から 15	付属書 (Ⅱ)	付属書 (監)	
425	上から 12	付属書 (Ⅱ)	付属書 (監)	
428	上から 2	付属書 (Ⅱ)	付属書 (監)	
〔解答編〕	行等	正	誤	
11, 12	問 4、5 の(注の部分)削除 (5ヶ所)			未成立
51	問 17 の(注)削除 (2ヶ所)			未成立
51	右欄上から 10	(法定納期限から 3 年)	(法定納期限から 5 年)	未成立
129	右欄上から 8	3 年間	5 年間	未成立
130	左欄上から 24	⑧1 年	⑧1 月	
135	右欄下から 16	⑧五(5)年 ⑨五百(500) ⑩五(5)	⑧三(3)年 ⑨百(100) ⑩三(3)	
135	右欄下から 12	第 69 条の 7 第 1 項 第 5 号(罰則)	第 70 条第 33 号(罰則)	
140	右欄下から 11	3 年	5 年	未成立
141	左欄上から 9	3 年	5 年	未成立
141	左欄上から 18	3 年	5 年	未成立
141	左欄下から 1	×	○	未成立
141	右欄上から 2	1 年	5 年	未成立
141	右欄上から 6	1 年	5 年	未成立
146	右欄上から 13	3 年	5 年	未成立
161	左欄上から 18	(7) = ○	(7) = ×	
172	右欄上から 4	(7) = ○	(7) = ×	
178	左欄下から 1	きないものを除く。)	きないものを含む。)	
196	左欄下から 8	同種の	同種又は類似の	
196	右欄下から 23	同法第 4 条第 1 項の規定により	同法第 4 条第 1 項又は第 2 項(第 4 条の 2 の規定ではない。)の規定により	
196	右欄下から 1	(7) = ○	(7) = ×	
198	右欄下から 17	最も早い日に販売	最も早いに販売	
201	左欄上から 15	本邦	本法	
206	右欄下から 19	(1)～(4)及び下 1 の(注)削除		法案成立
213	右欄上から 1	(4) = × 税関長が貨物を輸出する場合にも輸出の承認が必要(第 12 条第 1 項)	(4) = × 貨物の輸出者のみならず、生産者からも報告を徴することができる(第 10 条)	
213	右欄上から 12	(1) = ○ 第 8 条第 1 項、第 2 項	(1) = × 税関長が貨物を輸出する場合にも輸出令の承認が必要(第 12 条第 1 項)	
213	右欄上から 14	(2) = × 貨物の輸出者のみならず、生産者からも報告を徴することができる(第 10 条)	(2) = ○ 第 8 条第 1 項、第 2 項	
217	上から 14	協定税率	基本税率	
222	上から 22, 30	ベルト	オーバーコート	

